

# 宮古市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

令和 8 年(2026 年) 3 月

宮古市

# 1 宮古市新型インフルエンザ等対策行動計画案の概要

## (1) 改定の趣旨

令和2年1月に国内初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、様々な課題が明らかとなった。

その課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指して、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画、令和7年3月に岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定された。

これを受け、宮古市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しを行うものである。

## (2) 計画の位置付け

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、宮古市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。

## (3) 改定のポイント

### ア 対策の基本的な考え方

・「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすること」を主たる目的とする。

・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、感染が長期化する可能性も踏まえ、複

数の感染拡大の波が来ることも想定して対策を整理する。

## イ 対策項目等の見直し

- ・新型インフルエンザ等の発生の段階を3期（準備期、初動期、対応期）に区分して記載

現計画	見直し後
未発生期	<b>準備期：新型インフルエンザ等発生前の段階</b>
海外発生期 県内未発生期 県内発生早期	<b>初動期：国内で発生した場合も含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階</b>
県内感染期 小康期	<b>対応期：市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応するとともに、感染が拡大し病原体の性状等に応じて対応する等の段階</b>

- ・新型コロナウイルス感染症対応で課題となった「物資」を項目として独立させ、新たに「保健」を追加

現計画	見直し後
1 実施体制	<b>1 実施体制</b>
2 サーベイランス・情報収集	<b>2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b>
3 情報提供・共有	<b>3 まん延防止</b>
4 予防・まん延防止	<b>4 ワクチン</b>
5 予防接種	<b>5 医療・保健</b>
6 医療	<b>6 物資</b>
7 市民生活及び市民経済の安定の確保	<b>7 市民の生活及び地域経済の安定の確保</b>

## ウ 平時の取組

- ・感染症法等の計画に基づき、平時より訓練や物資の備蓄などの取組を実施
- ・県や医療機関等の関係機関との連携、有事に備えた体制づくり

#### (4) 計画の構成

目 次	
第1	新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画
1	改定の趣旨
2	基本方針、対策項目
3	位置付け
4	改定の過程
5	これまでの市行動マニュアル等作成の経過
第2	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な方針
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
3	様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
4	新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
5	対策推進のための役割分担
6	行動計画の主要7項目
第3	新型インフルエンザ等対策の各段階における取り組み
1	実施体制
2	実施提供・共有、リスクコミュニケーション
3	まん延防止
4	ワクチン
5	医療・保健
6	物資
7	市民の生活及び地域経済の安定の確保

## (5) 各発生段階における対策項目の主な取組

対策項目	準備期	初動期	対応期
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践的な訓練の実施</li> <li>・市行動計画及び業務継続計画の作成、変更</li> <li>・国や県、関係機関との連携体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で発生した場合、必要に応じ、対策班を設置し、情報収集等を行う</li> <li>・国内で発生した場合、必要に応じ幹事会を設置し、情報収集等を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で発生または緊急事態宣言がなされたときには、直ちに対策本部を設置</li> <li>・対策実施のため総合調整を行う</li> <li>・必要時、人員の確保を行う</li> </ul>
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に対し、感染症に関する基本的な情報、感染症対策等を情報提供</li> <li>・多様な手段による情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な手段による情報提供</li> <li>・相談体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な手段による情報提供</li> <li>・相談窓口の継続</li> </ul>
3 まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用、手洗い等の基本的な感染対策の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画に基づく対応準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染対策に係る要請等(市民、事業者等に対し、基本的な感染対策の他、テレワークやオンライン会議の活用等を要請する)</li> </ul>
4 ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定接種、住民接種の体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮古医師会等の協力を得て接種体制を構築</li> <li>・全庁的な実施体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定接種、住民接種の実施</li> <li>・予防接種に係る情報について住民へ情報提供を行う</li> </ul>
5 医療・保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮古医師会等の関係機関と、医療提供体制や医療人材の確保について情報共有を行う</li> <li>・研修等を積極的に活用し、人材育成に努める</li> <li>・配慮が必要な方も含め、情報提供の方法について適切に配慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮古医師会等と、感染症患者または疑われる患者の受入体制を共有</li> <li>・医療提供体制や医療機関の受診方法等について市民等へ周知</li> <li>・国が設置したホームページやQ&amp;Aの公表、相談窓口の設置等について、速やかに情報提供を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談センター、発熱外来等を含めた医療機関の受診方法等について、市民等へ周知</li> <li>・県の要請に基づき、必要時受け入れ先の調整を行う</li> <li>・必要に応じ、県が実施する健康観察に協力</li> <li>・必要に応じ、当該患者やその濃厚接触者に対し、県が実施する物品の支給に協力</li> </ul>

対策項目	準備期	初動期	対応期
6 物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な感染症対策物資等の備蓄及び定期的に備蓄状況を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な感染症対策物資等の備蓄及び定期的に備蓄状況を確認</li> <li>・県と連携し、物資及び資材が不足しないよう、近隣市町村等と相互に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な感染症対策物資等の備蓄及び定期的に備蓄状況を確認</li> <li>・県と連携し、物資及び資材が不足しないよう、近隣市町村等と相互に協力</li> </ul>
7 市民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品等を備蓄</li> <li>・関係機関と連携し、要配慮者の把握及び生活支援等の対応について協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対し、感染が疑われる症状がみられる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用等の感染拡大防止に必要な対策などの準備を勧奨</li> <li>・食料品、生活必需品等の購入に当たり、市民等に対し、適切な行動を呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身への影響を考慮し、必要な施策を実施（メンタルヘルス対策、高齢者のフレイル予防等）</li> <li>・生活関連物資等の価格安定のため、関係業界団体等へ供給の確保、乗値上げの防止等を要請</li> </ul>